## 事業名 障害者等就業サポート事業

1．予算措置状況 令和 2 年度 46，373千円（平成31年度 47， 905 千円）
（県単独事業）
事業期間：H30～H32（R2）
※H27～H29に実施の「障害者等雇用支援事業」の後継事業

## 2．事業の概要

（1）目的
障害者等の雇用促進を図るため，企業や県民の障害者雇用に対する理解促進，働 く障害者の定着支援等を実施する。

## （2）現況

県内における障害者雇用の状況は，令和元年の民間企業の実雇用率が $2.66 \%$ と 11年連続で法定雇用率を達成している一方で，法定雇用義務のある企業の約4割が法定雇用率を未達成であることや，令和3年3月には法定雇用率が引き上げと対象事業所 の拡大が予定されるなど，更なる障害者雇用の拡大が求められている。

また，障害者が就職した先で，能力を発揮して長く働けるためには，
障害特性に配慮した職場環境づくりが重要である。平成28年4月の障害者雇用促進法改正により企業等に対し合理的配慮の提供義務が課されていることからも，その取組を促進する必要がある。

## （3）事業の内容

## （1）障害者等雇用開拓•定着支援事業

県内の障害者就業•生活支援センター（ $※ 1$ ）に，障害者雇用開拓•定着支援ア ドバイザー 7 名を配置する。アドバイザーが圏域内の企業へ障害者雇用の職場開拓の働きかけ，雇用に際しての相談や各種支援制度の助言，働く障害者の定着支援を行う。
$※ 1$ 就業や，生活支援を必要とする障害者に対して，雇用•福祉•教育等の関係機関と連携しながら，障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援（就業，生活に関する指導，助言，職業準備訓練 のあっせんなど）を行う機関。社会福祉法人等の中から県知事が指定，県内6カ所にセンターがある。

【委託先・アドバイザー配置人数】

| 地区 | 配置数 | 委託先 |
| :---: | :---: | :---: |
| 北 部 | 1人 | 社福）名護学院（障がい者就業•生活支援センターティーダ\＆チムチム） |
| 中 部 | 1人 | 医）－灯の会（中部地区障害者就業•生活支援センター花灯） |
| 南部（1） | 2人 | 社福）若竹福祉会（南部地区障がい者就業•生活支援センターかるこあ） |
| 南部（2） | 1人 | 医）陽和会（南部地区障害者就業•生活支援センターブリッジ） |
| 宮 古 | 1人 | 社福）从やこ福祉会（障害者就業•生活支援センターみやこ） |
| 八重山 | 1人 | 社福）わしの里（八重山地区障害者就業•生活支援センターどりいむ） |

〈事業スキーム〉障害者雇用の働きかけやアドバイス


## （2）障害者等雇用理解促進事業

障害者雇用に関する周知啓発，企業に対する支援の実施により，県民の障害者雇用に対する理解促進と，企業における障害者の新規雇用の拡大及び障害特性に配慮した職場環境づくりを促進し，県内の障害者雇用を推進する。
【予算区分】：委託料
【委 託 先】：株式会社 琉球新報開発
〈スキーム〉


③障害者雇用関係行事の実施（直接実施，一部委託）
関係機関と連携し，以下の行事を行う。

- 沖縄県障害者雇用優良事業所•優秀勤労障害者表彰
- 障がい者就職面接会
- 経済団体への障害者雇用要請
- 障害者雇用啓発リーフレット作成

【予算区分】：委託料，報償費，旅費，需用費，役務費
【委 託 先】：直接実施，一部を委託
（4）期待される事業効果

## （1）障害者等雇用開拓•定着支援事業

障害者就業•生活支援センターヘアドバイザーを配置することにより，圏域内 の障害者の職場開拓，働く障害者の定着促進が期待される。

## （2）障害者等雇用理解促進事業

企業支援（登録制度の実施，セミナー）や周知啓発の実施により，企業の障害者雇用に対する不安感•負担感の軽減や県民理解の促進により，県内企業等にお ける障害者の新規雇用の拡大や，障害特性に配慮した職場環境づくりの促進が期待できる。

## ③障害者雇用関係行事の実施（抜粋）

## 障害者雇用優良事業所•優秀勤労障害者表彰式

障害者を積極的に雇用し，障害者雇用促進と職業安定に貢献した優良事業所や，優秀勤労障害者の表彰を通じ，広く社会一般に障害者雇用に関する周知，障害者 の雇用拡大につながることが期待できる。

## 経済団体への障害者雇用要請

雇用義務のある企業の約 4 割が雇用率未達成の状況にあるため，沖縄県，沖縄県教育委員会，沖縄労働局，沖縄障害者職業センター連名で経済団体に対して障害者雇用促進についての要請を実施し，その改善を図る。

3．事業実績（平成 31 年度）

| 活動目標 | 対 象 | H31年度目標値 | H31年度実績 |
| :--- | ---: | ---: | ---: |
| アドバ价゙ーによる事業所訪問件数（延べ） | 企業等（延べ） | 1,440 件 | 1,461 件 |
| 障害者雇用情報紙発行数 | 県民•企業 | 約31万部 $\times 1$ 回 | 302,880 部 $\times 1$ 回 |
| 障害者等雇用啓発セシナ（企業向け） | 企業•支援機関等 | 1 回 | 1 回 |

－障害者雇用に関する表彰
○障害者雇用優良事業所（県知事賞）： 1 事業所 ざまみダンボール株式会社
○優秀勤労者
（県知事賞）：1 名
※他に独立行政法人高齢•障害•求職者支援機構理事長努力賞表彰等

## 4．事業目標

| 活 動 目 標 | 対 象 | R2年度目標値 |
| :--- | :---: | ---: |
| アドバ壮ーによる事業所訪問件数（延べ） | 企業等（延べ） | 1,680 件 |
| 障害者雇用推進企業数 | 企業 | 30 社（応援20社，チャレンジ 10 社） |
| 雇用啓発セミナー | 県民•企業 | 1 回 |
| 企業向けセミナー | 企業•経済団体等 | 7 回 |

## 5．補足説明

（1）民間企業における雇用状況
令和元年6月1日現在の民間企業（従業員45．5人以上の企業が調査対象）の障害者実雇用率は
$2.66 \%$ で全国2位（前年1位）。11年連続で法定雇用率を達成している。実雇用率の全国平均は
$2.11 \%$ であり，本県は平成 8 年以降 24 年連続で全国平均を上回っている。
なお，県内の対象企業1，013社中，法定雇用率達成企業は601社で，達成割合は $59.3 \%$ である。

| 事業主区分 | $\sim$ R3．2 | R3．3～ |
| :--- | :---: | :---: |
| 民間企業 | $2.2 \%$ | $2.3 \%$ |
| 国•地方公共団体 | $2.5 \%$ | $2.6 \%$ |
| 都道府県等の教育委員会 | $2.4 \%$ | $2.5 \%$ |

（2）障害者就業•生活支援センター（ナカポツセンター）とは
○就職希望，あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じ，雇用及び福祉の関係機関 との連携の下，就業支援担当者（沖縄労働局委託）と生活支援担当者（県障害福祉課委託） が協力し，就業面及び生活面の一体的な支援を行っている。
○センターの指定は，「障害者の雇用の促進等に関する法律」第27条に基づき都道府県知事（雇用政策課）が行っている。
○厚生労働省では全国すべての障害保健福祉圏域でのセンター設置を目指しており，県内で は，全圏域に設置済みである。
○県内障害者就業•生活支援センター 指定状沉
北 部 平成13年4月1日 指定法人：社会福祉法人名護学院
中 部 令和 2 年 4 月 1 日 指定法人：医療法人一灯の会
南部（1）平成22年5月1日 指定法人：社会福祉法人若竹福祉会
南部（2）令和2年4月1日 指定法人：医療法人陽和会
宮 古 平成 23 年 4 月 1 日 指定法人：社会福祉法人みやこ福祉会
八重山 平成23年4月1日 指定法人：社会福祉法人わしの里

## 6．関係法令，条例，規則等

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律，障害者雇用促進法

## 事業名 職場適応訓練事業費

1．予算措置状況 令和 2 年度 17,097 千円（平成31年度 25,664 千円） （国庫支出金 職場適応訓練費 $1 / 2$ 補助）

## 2．事業の概要

（1）目的
障害者等の就職が困難な者に対し，事業所において実際の業務に係る作業につい て訓練を行い，作業環境への適応を容易にすることを目的とする。また，訓練修了後は，当該事業所に訓練生が継続雇用されることを期待して実施する。
（2）現況
県内の障害を持つ求職者数は年々増加し，令和2年3月末時点のハローワーク登録者数は17，283人となっている。また，令和元年6月1日時点，本県の民間企業におけ る障害者の実雇用率は $2.66 \%$ と，平成 22 年以降 11 年連続で法定雇用率を上回ってい るが，一方で雇用義務のある企業のうち $40.7 \%$ が法定雇用率未達成となっている。

## （3）事業の内容

公共職業安定所長が職場適応訓練を受けることを指示した者に対し，県と委託契約を締結した事業所において訓練を実施する。訓練期間は6ヶ月以内（重度障害者 など必要と認められた場合は1年以内）である。訓練期間中，訓練を受託した事業主には職場適応訓練費，訓練生には職場適応訓練手当を県から支給する。

なお，雇用保険受給者に係る職場適応訓練は，平成20年度から国が実施している。
○訓練手当（訓練生に支給）
基本手当：日額3，530円（20歳以上の那覇市内居住者のみ日額3，930円）
基本手当：日額500円（上限：40日）
通所手当：県の規定に基づき算定（上限：月額42，500円）
○訓練費（事業主に支給）
月額 24,000 円（重度障害者 25,000 円）
〈事業スキーム〉

（1）予算区分：共済費，報償費，委託料
（2）実施主体：沖縄県
（3）補助率：国庫（1／2）

## （4）期待される事業効果

事業所は訓練期間中，訓練生の能力や適性を見極め，訓練生に応じた作業の検討 を行うことができ，障害者等の雇用に取り組みやすくなる。また訓練生は，訓練期間中に訓練手当の支給を受けることができ，事業所の実際の雰囲気，作業内容を訓練することで環境への適応と作業能力の向上が図れ，雇用に向けて検討を行うこと ができる。

## 3．事業実績

| 項 目 | 活 動 指 標 | H30 | R1 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 訓練受莗者数 | 訓練人数 | 14 人 | 24 人 |
| 訓練修了後の雇用継続者数 <br> $($ 年度内訓練修了者数） | 訓練修了後の就職者数 | 5 人 | 12 人 <br> $(6$ 人） |

4．活動目標

| 項 目 | 活 動 指 標 | R2目標値 |
| :---: | :---: | :---: |
| 訓練受講者数 | 訓練人数 | 20 人 |
| 訓練修了後の雇用継続者数 | 訓練修了後の就職者数 | 10 人 |

## 5．補足説明

（1）訓練対象者
公共職業安定所長が職場適応訓練を受講することを指示した者。

## 6．関係法令•条例•規則等

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

## 事業名 高齢者雇用対策事業

1．予算措置状況 令和 2 年度 14,317 千円（平成31年度 14， 840 千円）
（県単独事業）

## 2．事業の概要

（1）目的
定年退職者等の高年齢者に対して，地域に密着した臨時的かつ短期的な仕事，ま たは軽易な仕事を提供し，高年齢者の生きがいの充実や社会参加を促進するととも に，年金等社会制度改革に円滑に対応させる。
（2）現況
昭和57年の那覇市シルバー人材センター設置を皮切りに，現在では県内 17 市町村（11市3町3村）にシルバー人材センターがある。また，平成9年には各市町村 シルバー人材センターをとりまとめ，活動支援等を行う沖縄県シルバー人材センタ一連合も設立された。しかし，全国のシルバー人材センター設置率 $76.7 \%$ に対し，県内は $41.5 \%$ と依然として低いことから，未設置町村に対する設置に向けた働きか けが必要である。

## （3）事業の内容

シルバー事業の健全な発展を図るため，県シルバー人材センター連合及び新設シ ルバー人材センターの管理費，事業費に対して補助を行う。また，シルバー人材セ ンター事業の拡充•強化，全国並みの設置率に向けて，未設置町村への設置促進を図る。

〈事業スキーム〉

（1）予算区分：補助金
（2）補助対象：沖縄県シルバー人材センター連合，新設シルバー人材センター設置市町村 （3）補助率：一
（4）期待される事業効果
本補助金の交付により，県内のシルバー人材センターの体制が強化され，シルバ ー人材センターの会員数や契約金額等の拡大に繋がり，高年齢者の生きがいの充実 や社会参加の促進が図られる。

## 3．事業実績（17センター分）

| 活動目標 | 対 象 | 活 動 指 標 | H31実績 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 会員数 | シルバー人材センター連合等 | シルバー人材センター会員数 | 5，590人 |

4．事業目標

| 活動目標 | 対 象 | 活 動 指 標 | R2目標 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 会員数 | シルバー人材センター連合等 | シルバー人材センター会員数 | 6,225 人 |

5．補足説明

| 年度 | 過去 3 年間 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 項 目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 1．シールバー人材センター会員数 | 5，550 | 5,5631 | 5，5，90人 |
| 2．シルバー人材センター契約金額 | 2， 427 7百万閶 | 2， 438 百万田 | 2， 511 百万閏 |

（1）市町村シルバー人材センター設置促進強化について
シルバー人材センターの設置率が全国平均を大きく下回る本県において，超高齢社会への移行に対応することを目的とした，シルバー人材センター事業の全県的な拡充は必要不可欠である。 そのため新設の市町村シルバー人材センターに対して，早期に運営基盤を強化することを目的に，「沖縄県高年齢者就業機会確保事業費補助金（新設シルバー人材センター分）」に基づき，3年間を限度に運営費等の助成 を行っている。なお，補助団体が複数ある場合は，予算額の $1 / 2$ の額を対象団体で案分，残りの $1 / 2$ の額を 4 月 1 日現在の会員数の割合で案分して算出する。
（2）シルバー人材センター設置状況（17市町村において設置済み）市部（11）

○那覇市（公社）那覇市シルバー人材センター
○宜野湾市
○石垣市
○浦添市
○名護市
○糸満市
○沖縄市
○豊見城市
○うるま市
○宮古島市
○南城市
国頭郡（0）
中頭郡（4）
○読谷村
○北谷町
○中城村
○西原町
島尻郡（1）
○八重瀬町 八重瀬町シルバー人材センター宮古郡（1）

○多良間村 多良間村シルバー人材センター八重山郡（0）
（公社）宜野湾市シルバー人材センター
（公社）石垣市シルバー人材センター
（公社）浦添市シルバー人材センター
（公社）名護市シルバー人材センター
（公社）栄満市シルバー人材センター
（公社）沖縄市シルバー人材センター
（公社）豊見城市シルバー人材センター
（公社）らるま市シルバー人材センター
（公社）宮古島市シルバー人材センター
（公社）南城市シルバー人材センター

設立S57．4．22
H2．2． 16
H4．9． 1
S63．4．30
H21．2． 22
H3．12． 1
S59．5． 16
H16．4． 1
H1．1． 13
H4． 9.11
H20．2． 27

H27．3． 13
H13．4． 1
H24．11． 15
H5．11． 1
H19．11． 20
H21．2． 23

沖縄県シルバー人材センター連合

H9．2． 25

## 6．関係法令•条例•規則等

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律，高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

## 事業名 生涯現役スキル活用型㕍用推進事業

1．予算措置状況 平成 2 年度 33,543 千円（平成 31 年度 39,301 千円） （県単独事業）
事業機関：H30～H32（R2）
※H26～H29に実施の「世代間スキル継承型雇用促進事業」の後継事業

## 2．事業の概要

（1）目的
高年齢者及び若年者の両世代が一体的に就労に取り組む雇用形態（ペア就労）を推進することにより，生涯現役社会の実現に資する高年齢者雇用環境の整備を促すとと もに，若年者の雇用創出と高年齢者の持つスキルの継承•活用を通じた人材育成や人材定着を図り，県内企業の活性化につなげることを目的とする。

## （2）事業の内容

本事業は，（ア）助成金業務，（イ）生涯現役社会普及•啓発業務の 2 つを主な業務 として実施する。
（1）助成対象企業：従業員が 65 歳まで（またはそれ以上）働けるよう（ア定年の廃止， ①定年の引き上げ，（風継続雇用制度の導入，のいずれかの措置を講じている中小企業等。
（2）助 成 条 件：若年者（15歳から30歳まで）を正規雇用労働者として新規雇用し，55歳以上の高年齢者従業員を指導役としてペアを組み，県内事業所で3か月間「ペア就労」（0JT）を実施すること。
（3）助 成 金 額：（7）助成金基本額：ペア就労1組につき，25万円（※上記（2）の若年者1人に対してペア就労を行った場合）
（1）助成金加算額：ペア就労の実施に加えて以下の追加取り組みを
行った場合は，上記®の助成金基本額に各 5 万円を加算する。
－ 65 歳を超える高齢者雇用確保措置の実施の場合 5 万円加算
－新たに「働き方の改善にかかる制度」を導入する場合 5 万円加算
－ペア就労に中堅従業員を指導役として追加し，55歳以上の高年齢者従業員，中堅従業員及び30歳までの若年者従業員 の 3 者で実施する場合 1 組につき 5 万円加算

〈事業スキーム〉

（1）
（2）委
算


分：委託料，補助金（県が企業へ直接交付）
（3）委 託 内
先：公益財団法人沖縄県産業振興公社
容：事業者に対する助成制度の広報，申請書類の受付，作成指

導，事前審査等の助成金業務，生涯現役社会普及•啓発業務

## （3）期待される事業効果

高齢者の継続雇用と若年者の新規雇用を両立し，高齢者のスキルの継承•活用を通 じた人材育成や人材定着を図り，県内企業の活性化につながる。
－令和 2 年度目標 新規雇用者数：30人（正規雇用）

## （4）事業実績

平成31年度（R1）実績 新規雇用者数：56人（正規雇用）

## 4．事業目標

| 活動目標 | 活動指標 | R2年度目標 |
| :---: | :---: | :---: |
| 企業 | 新規雇用者数 | 30 人 |

## 5．関係法令，条例，規則等

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律，高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

